

第1章 計画の概要

1.1 計画改定の目的

これまで文京区では、平成28年3月に中間見直しを行った「文京区一般廃棄物処理基本計画（モノ・プラン文京）（以下「現行計画」といいます。）」に基づき、様々な施策を実施し、循環型社会の実現を目指して来ました。これらの施策と区民の皆様のご協力により、人口が増加しているにも関わらず、令和元（2019）年度まで区民1人1日当たりのごみ量は着実に減少しています。しかし、減少傾向にあった区収集ごみ量は横ばい傾向が見られます。

このような状況の中、現行計画の期間満了を迎えることから、より一層のごみの減量・資源化の促進と適正処理を推進し、東京都をはじめ周辺自治体と連携しつつ、区民・事業者・区が連携して、「区民が安心して暮らせる循環型社会の実現」を目指すため、「文京区一般廃棄物処理基本計画」を改定します。

1.2 リサイクル清掃事業をとりまく状況の変化

文京区が行った計画の見直しから5年が経過し、この間、循環型社会の形成をめぐる社会情勢は大きく変化しています。

国際的な動向では、2015（平成27）年9月の国連サミットで、2016（平成28）年から2030（令和12）年までの国際目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」として持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットが示されました。このうちゴール12「つくる責任 つかう責任」では、「持続可能な消費と生産のパターンを確保する」ことを求めており、食品ロスについて2030（令和12）年までに半減するという目標が掲げられています。

また、2016（平成28）年11月には、2020（令和2）年以降の温室効果ガス排出削減のための新たな国際枠組み「パリ協定」が発効し、わが国では2030（令和12）年度の温室効果ガスの排出を、2013（平成25）年度の水準から26%削減することが目標として定められました。

2019（令和元）年6月のG20大阪サミットでは、海洋プラスチックごみによる新たな汚染を2050（令和32）年までにゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有されました。

我が国では、循環型社会の形成に向けて、「第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月閣議決定）」が策定されています。この計画では、重要な方向性として、①地域循環共生圏形成による地域活性化②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環③適正処理の更なる推進と環境再生などを掲げています。

また世界的に問題とされている個別の品目に対応するため、水銀と食品ロスについては、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成28年12月施行）」や「食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年10月施行）」がそれぞれ制定されています。さらにプラスチックについては、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略「プラスチック資源循環戦略（令和元年5月施行）」が策定され、脱プラスチックなどに向けた目標値が設定されています。

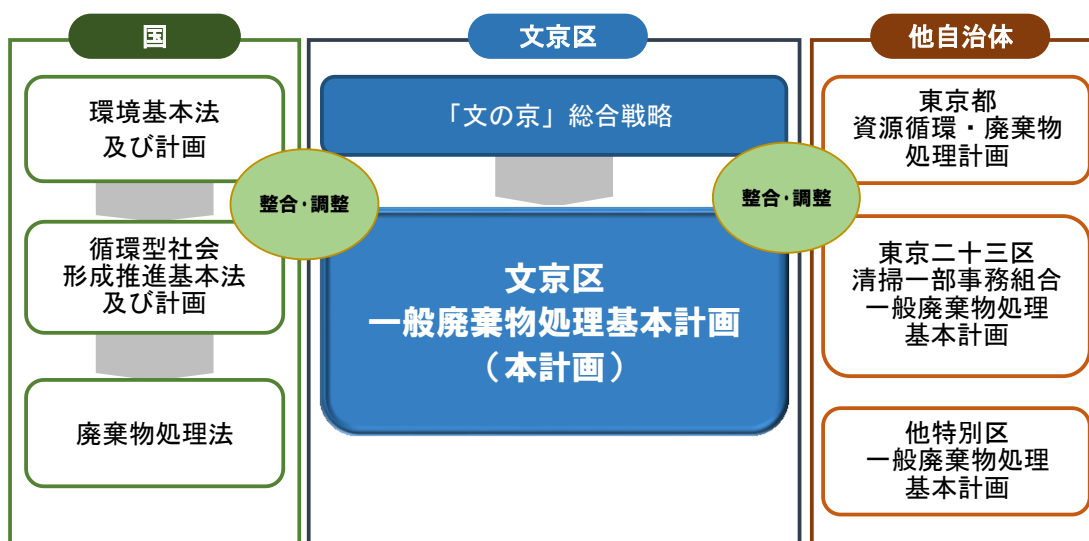
東京都では2016（平成28）年3月に「東京都資源循環・廃棄物処理計画」を策定しました。これは、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会とその後を見据え、企業、関係団体、自治体等との連携を強化し、東京の活力を力強く維持・発展させていくため、東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針（平成27年3月策定）を具体化するものです。また、2050（令和32）年に二酸化炭素排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」を実現することを宣言し、具体的な取組・ロードマップをまとめた「ゼロエミッション東京戦略」を策定しました。

1.3 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」といいます。）第6条第1項に位置づけられる一般廃棄物処理基本計画です。

『「文の京」総合戦略』を上位計画とし、国や東京都、東京二十三区清掃一部事務組合の計画等との整合を図って策定しています。

図1-1 本計画の位置づけ



1.4 計画の期間

計画期間は令和3年度から令和12年度までの10年間とし、社会・経済情勢等の変化を考慮し中間年度で見直しを行います。また、一般廃棄物処理をとりまく状況に大きな変化があった場合には、中間年度にかかわらず見直しを行います。

図1-2 計画期間



第3章 基本理念・基本方針

3.1 基本理念

現行計画の基本理念「区民が安心して暮らせる循環型社会の実現」は、本区が国に先駆けて行ってきた2Rを優先する考え方と、東日本大震災等を踏まえた「安全・安心」が確保された循環資源の流れの構築が重要なことを考慮して設定されました。この考え方は、見直し後5年が経過した現在でも、色あせるものではありません。

私たちは物質的に恵まれた豊かな暮らしを享受していますが、その陰で、大量の食品ロスを生み出し、便利に使われたプラスチックが海洋汚染を引き起こすなど、廃棄物問題が、その恩恵を享受していない人間や人間以外の生物にも影響を及ぼしており、世界的な課題となっています。

世界は、貧困、人権、平和などさまざまな問題に直面しています。SDGsはこのような地球規模の問題について、「誰ひとり取り残さない」という共通理念の基に掲げられたゴールとターゲットです。私たちが循環型社会を実現することは、世界につながっています。そして、私たちが享受している豊かさは、将来世代のニーズも満たすよう継承して行かなければならないことは言うまでもありません。そして何よりも、循環型社会の実現は、今、文京区に生きる私たち自身のためであるということを忘れてはなりません。

以上より、基本理念は現行計画を引き継ぐものとし、キャッチフレーズとして「私たちのために、世界のために、そして未来のために」を新たに設定します。

区民が安心して暮らせる循環型社会の実現
～ 私たちのために、世界のために、そして未来のために ～

3.2 基本方針

区民が安心して暮らせる循環型社会を実現するため、次の3つの基本方針に基づき事業を実施します。

基本方針1 区民・事業者・区が協働で取り組む2Rの推進

現行計画の考え方を引き継ぎ、リデュース（発生抑制）とリユース（再使用）の2Rをリサイクル（再資源化）に先立って推進します。2Rの基本は「断る（Refuse）」ことですので、区民・事業者が不要物を断りやすいような環境を整備するとともに、私たちのライフスタイルが、世界につながっていることなどについて普及啓発に努めます。

基本方針2 環境負荷低減効果を考慮したリサイクルの推進

2Rの取り組みを行った上で排出された不用物については、リサイクルを推進します。リサイクルの目的は、温室効果ガスをはじめとした環境負荷を低減することですので、区がリサイクルシステムを整備する際には、環境負荷の低減効果とそれに係る経費、すなわち、費用対効果を考慮してリサイクル施策を実施します。

基本方針3 安全・安心な適正処理の確保

リサイクルを行った上で排出されたごみについては、速やかに収集し、東京二十三区清掃一部事務組合において23区共同で中間処理をしてごみ量を最小化した上で、東京都の最終処分場に埋め立てます。また、災害時においては、ごみの適正処理も重要なライフラインと認識し、非常時に備えていきます。

第4章 計画の推進体制

4.1 双方向の情報交換と区民参画

本計画を具体的かつ効果的に遂行するためには、区民等の協力と各主体間の信頼の構築が不可欠です。区は、区民等が主体的にリサイクル清掃事業に参画できるよう、区民等との双方向の情報交換を図る必要があります。そのため、本区は当初計画から明確に位置づけられている区民参画の考え方を踏襲し、より積極的な区民参画を図っていきます。

また、区民が安心して暮らせる循環型社会を実現するためには、地域活動団体やNPOの役割が重要です。本区は、これらの団体と協働しながらリサイクル清掃事業を推進するとともに、団体が自主的かつ積極的に活動できるよう、育成支援を行っていきます。

4.2 区の推進体制

本区はリサイクル清掃部署だけでなく、全庁を挙げて本計画の推進を図ります。リサイクル清掃部署は関連する事業を行っている部署と連携を取りながら事業を進めます。また、庁内のごみ減量活動等については引き続き、全部署が一体となって取り組んでいきます。

4.3 文京区リサイクル清掃審議会

「文京区リサイクル清掃審議会」は区長からの諮問事項を審議し、その結果を答申に取りまとめることを中心に運営していますが、リサイクル清掃事業について幅広い意見を述べてもらう場でもあります。本区は審議会と連携しながら、円滑な事業展開を図っていきます。

4.4 PDCAサイクルによる進捗管理

本計画では、計画策定（Plan）⇒施策実施（Do）⇒施策評価（Check）⇒見直し（Action）というPDCAサイクルにより、毎年度、計画の進捗状況を管理していきます。評価にあたっては、区収集ごみ量や区内の事業所から発生する持込ごみ量などの行政データを把握し、活用します。また、必要に応じてごみ排出についての実態調査やアンケート調査を行います。

区民の意見を幅広く施策に反映させるため、これらのデータを参考に、文京区リサイクル清掃審議会で審議し、評価します。

第5章 計画の目標

5.1 令和元年度のごみ・資源量の推計

令和元年度に実施した「文京区一般廃棄物処理基本計画改定に係る基礎調査報告書」と行政データなどから推計した令和元年度のごみ・資源量の推計を表5-1に示します。表5-1の左側は年間ごみ・資源量を表したものの、右側は家庭系について人口で除し、1人1日当たりのグラム数を表したものです。

※第5章の数値は令和元年度実績が出た段階で見直しになります。そのため、現状ではすべて暫定値です。

表5-1 令和元年度のごみ・資源量の推計

		年間ごみ・資源量(t/年)			1人1日あたりの 家庭系の量 (g/人日)
		家庭系	事業系	合計	
ごみ	区収集可燃ごみ	27,220	13,170	40,390	331.0
	区収集不燃ごみ	987	415	1,402	12.0
	粗大ごみ	1,321	-	1,321	16.1
	持込ごみ	-	23,868	23,868	-
	合計	29,528	37,453	66,981	359.1
資源	集積所回収	7,635	-	7,635	92.8
	集団回収	4,475	-	4,475	54.4
	拠点回収(行政回収)	180	-	180	2.2
	粗大ごみ資源化	361	-	361	4.4
	店頭回収(自主回収)	61	-	61	0.7
	新聞販売店回収	64	-	64	0.8
	自己処理	80	-	80	1.0
	事業系リサイクル		27,888	27,888	-
	合計	12,856	27,888	40,744	156.3

*令和元年度とは2019年4月～2020年3月を表す

5.2 現状施策で推移した場合のごみ・資源の排出量の予測

1 人口推計

区では、令和2年度～令和5年度を期間とする『「文の京」総合戦略』の策定に際して、将来人口を推計しています。推計は5年ごとの値ですので、その間の年は、人口が直線的に推移すると仮定します。ただし、この推計は各年度1月1日現在の値ですので、令和元年度を1とした係数を算定し、これを令和元年10月1日現在の人口に乗じて、本計画の人口推計を行いました。

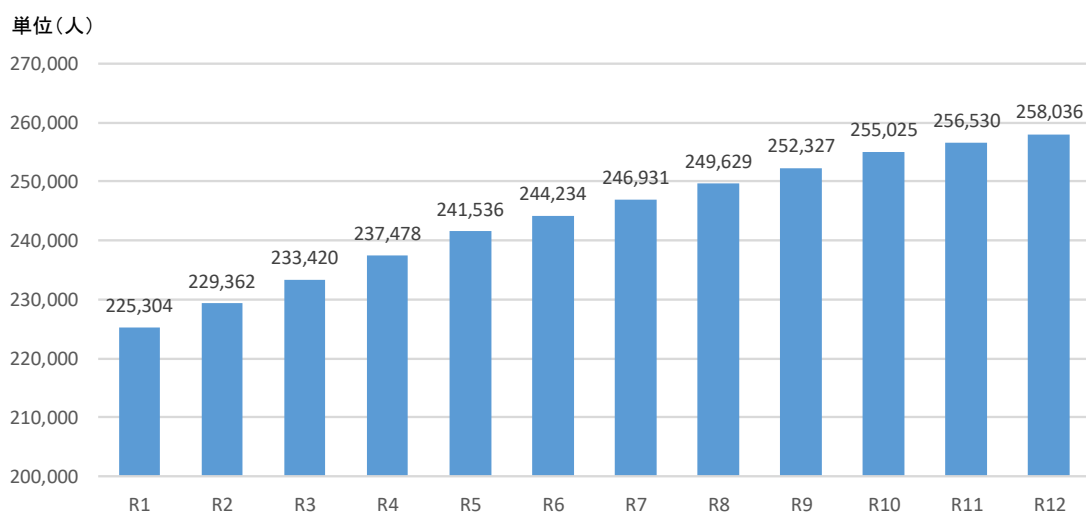
表5-2 人口推計

単位（人）

		区推計人口			本計画の人口推計※
		区人口推計	区人口推計の補間値	令和元年度を1とした係数	
実績	平成30年度	221,489	221,489		
推計	令和元年度		225,551	1.0000	225,304
	令和2年度		229,614	1.0180	229,362
	令和3年度		233,676	1.0360	233,420
	令和4年度		237,739	1.0540	237,478
	令和5年度	241,801	241,801	1.0720	241,536
	令和6年度		244,502	1.0840	244,234
	令和7年度		247,203	1.0960	246,931
	令和8年度		249,903	1.1080	249,629
	令和9年度		252,604	1.1199	252,327
	令和10年度	255,305	255,305	1.1319	255,025
	令和11年度		256,812	1.1386	256,530
	令和12年度		258,319	1.1453	258,036
	令和13年度		259,826	1.1520	259,541
	令和14年度		261,333	1.1586	261,046
	令和15年度	262,840	262,840	1.1653	262,552

※令和元年度は実績値。各年度10月1日現在。

図5-1 人口推計



2 現状施策で推移した場合のごみ・資源量の推計

表 5-1 で推計した令和元年度のごみ・資源量と表 5-2 で推計した人口をもとに、以下の方法で、令和 12 年度のごみ・資源の排出量を推計しました。

- ①家庭系ごみ・資源：1 人 1 日当たりの量は変わらず、ごみ・資源量は人口の増減で変化すると仮定した。
- ②事業系ごみ・資源：令和元年度のごみ・資源量で推移すると仮定した。

表 5-3 現状施策で推移した場合のごみ・資源量の推計

単位 (t/年)

	家庭系				事業系				合計
	可燃	不燃	粗大	小計	可燃	不燃	持込	小計	
令和元年度	27,220	987	1,321	29,528	13,170	415	23,868	37,453	66,981
令和7年度	29,833	1,082	1,448	32,362	13,170	415	23,868	37,453	69,815
令和12年度	31,175	1,130	1,513	33,818	13,170	415	23,868	37,453	71,271

*表の数値については、端数処理のため、内訳と合計が一致しない場合があります。

5.3 現行計画の目標達成状況

現行計画では、5つの中核指標で進捗を管理し、ごみ量と資源量について数値目標を設定しました。基本指標1の区民1人1日当たりの総排出量については、目標を達成しており、基本指標2の区民1人1日当たりの家庭ごみ排出量についても、達成率98.5%で目標に近い値となっています。

しかしながら、数値目標については、ごみ量が達成率88.5%、資源量が達成率88.5%と目標を大きく下回ってしまいました。ごみ量が達成できなかった要因としては、人口の増加が考えられます。現行計画では平成32年度の人口を207,897人と推計しましたが、実際には令和元年度時点で225,304人と約1割上回っています。資源量については、ごみに含まれている資源は減少しているにもかかわらず、資源量は減少傾向にあります。この要因としては、新聞や雑誌の購読自体が減少していることと考えられます。

表 5-4 現行計画の目標達成状況 (R1 年度実績で評価します)

5.4 減量目標達成後のごみ量

現行計画のように、ごみ量を数値目標として設定すると、人口の増減などの要因によって影響を受けることになります。また、資源量を数値目標として設定すると、発生抑制が進むと資源量が減少することになってしまいますので、循環型社会の推進を評価する数値目標としては適当ではありません。

そのため、本計画では第6章第1節で示す基本指標1および基本指標2を目標値を数値目標として表5-5のように設定します。減量目標を達成した場合の中間年度および最終年度のごみ量は表5-6に示すとおりです。

表5-5 本計画の数値目標

単位 (g/人日)

		令和元年度 推計値	令和7年度 推計値	令和12年度 (最終目標値)
基本指標1	区民1人1日当たりの 総排出量			
基本指標2	区民1人1日当たりの 家庭ごみ排出量	359.1	315.7	275.7

表5-6 減量目標達成後のごみ量

単位 (t/年)

	家庭系				事業系				合計
	可燃	不燃	粗大	小計	可燃	不燃	持込	小計	
令和元年度	27,220	987	1,321	29,528	13,170	415	23,868	37,453	66,981
令和7年度	26,184	964	1,303	28,451	11,983	370	22,078	34,431	62,882
令和12年度	23,868	889	1,210	25,967	10,829	328	20,288	31,444	57,411

*表の数値については、端数処理のため、内訳と合計が一致しない場合があります。

第6章 進捗の管理

本計画の目標を達成するためには、毎年度の進捗管理が重要です。進捗状況を管理するために「基本指標」と「モニター指標」という2種類の指標を用いています。基本指標は、具体的な数値目標を設定し進捗状況を管理する指標です。モニター指標は、具体的な数値目標は設定しませんが、毎年度その推移を把握する指標です。

6.1 基本指標

1 基本指標と目標値

前計画に引き続き、次の2つの基本指標で進捗状況を管理します。

表 6-1 基本指標

基本指標 1	区民1人1日当たりの総排出量(g/人日)
基本指標 2	区民1人1日当たりの家庭ごみ排出量(g/人日)

基本指標 1「区民 1 人 1 日当たりの総排出量」は、区が処理に関与するごみ・資源の総量を区民 1 人 1 日当たりの量に換算したものです。リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）、民間ルートでのリサイクル（資源の店頭回収、新聞販売店回収、事業系ごみのリサイクルなど）の結果として減少します。本計画ではごみ減量を図るとともに、資源についても2Rを優先する観点から、これを基本指標として位置づけます。

基本指標 2「区民 1 人 1 日当たりの家庭ごみ排出量」は、家庭から排出される収集ごみ量の合計を区民 1 人 1 日当たりの量に換算したものです。リデュース・リユースに加えて、分別徹底の効果を測る指標となることから、基本指標として位置づけます。

基本指標の目標値を表 6-2 に示します。

表 6-2 本計画の数値目標（表 5-5 の再掲）

		単位 (g/人日)		
		令和元年度 推計値	令和7年度 推計値	令和12年度 (最終目標値)
基本指標 1	区民 1 人 1 日当たりの 総排出量			
基本指標 2	区民 1 人 1 日当たりの 家庭ごみ排出量	359.1	315.7	275.7

2 進捗の管理方法

進捗状況の管理に使用するデータを表 6-3 に示します。これらの数値を使用して、年度ごとに基本指標を算定し、最終目標年度の目標値と比較をすることで進捗状況を管理します。

表 6-3 進捗状況を管理するための行政データと仮定値

指標の算定式		総排出量 = $W1 + W2 + W3 + W4 + R1$
		家庭ごみ排出量 = $(W1 \times A) + (W2 \times B) + W3$
算定に使用するデータ	行政データ	W1 区収集による可燃ごみ量
		W2 区収集による不燃ごみ量
		W3 粗大ごみ量
		W4 持込ごみ量
		R1 区が収集もしくは関与する家庭系リサイクル量 (集団回収、集積所回収、拠点回収、粗大ごみ資源化分の合計値)
	仮定値 (注)	A 区収集による可燃ごみに占める家庭ごみの割合**.*%
		B 区収集による不燃ごみに占める家庭ごみの割合**.*%

(注) 一般廃棄物処理基本計画の改定や大きな分別変更があった時点で実施する、ごみ排出についての実態調査やアンケート調査による推計値。区で実績を把握できないため、新たに調査を実施するまでの間、固定値とする。仮定値の算定方法は**ページ「資料*進捗状況管理のための仮定値の算定」を参照。

6.2 モニター指標

モニター指標は、ごみ量に関する指標、環境負荷に関する指標、コストに関する指標として、毎年度、その推移を把握します。各指標の具体的な内容は、表 6-4 のとおりです。

表 6-4 モニター指標

ごみ量に関する指標	家庭系リサイクル率
	事業系ごみ量
	事業系リサイクル率
環境負荷に関する指標	最終処分量
	収集車両のエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量
コストに関する指標	人口1人当たり年間処理経費
	ごみ・資源1t当たり年間処理経費

6.3 PDCAサイクルによる進捗評価の概要

表6-5にPDCAサイクルによる進捗評価の概要を示します。毎年度、行政データを用いて担当部署による点検・評価を行いながら、文京区リサイクル清掃審議会で審議します。また、必要に応じてごみ排出についての実態調査やアンケート調査を実施し、ごみの組成や区民1人1日当たりのごみの排出量、区民や事業者の意識・意向等を把握しながら点検・評価を行っていきます。

表6-5 PDCAサイクルによる進捗評価の概要

頻度	毎年度	一般廃棄物処理基本計画改定時
点検・評価の方法	行政データや各施策の執行状況や達成状況などを基に実施します。	ごみの組成割合や区民1人1日当たりのごみ量、区民や事業者の意識・意向等についての調査を実施します。
点検・評価の主体	担当部署による点検・評価を基本とし、文京区リサイクル清掃審議会で議論します。	
点検・評価の項目	<ul style="list-style-type: none"> ●基本指標 <ul style="list-style-type: none"> 区民1人1日当たりの総排出量(g/人日) 区民1人1日当たりの家庭ごみ排出量(g/人日) ●モニター指標 <ul style="list-style-type: none"> 家庭系リサイクル率(%) 事業系ごみ量(万t/年) 事業系リサイクル率(%) 最終処分量(t/年) 収集車両のエネルギー消費量(GJ/年)及び温室効果ガス排出量(t/年) 人口1人当たり年間処理経費(円) ごみ・資源1t当たり年間処理経費(円) 	<ul style="list-style-type: none"> ●左記に次の項目を追加します。 <ul style="list-style-type: none"> ごみ・資源のフロー 家庭系収集ごみ量 事業系収集ごみ量 ごみへの資源物の混入量 区が収集・関与するリサイクル量 区民の意識・意向 事業者の意識・意向 新たな施策の環境負荷評価 新たな施策のコスト評価
見直し・改善の方法	一般廃棄物処理実施計画に反映します。	一般廃棄物処理基本計画に反映します。
情報公開	区民に対して情報公開します。	